

～刈谷市・刈谷市近郊にお住まいのみなさまへ～

サービス案内

頼りになるご家族がいないみなさまの不安を解消し
家族のように寄り添い、楽しい人生を支えます



TEL

0566-33-9078

住所

〒448-0027

刈谷市相生町2-27

パークホテル刈谷 QS2階 IKOMAIDESK

ごあいさつ



超高齢化が進む中、長生きを楽しむ方が増える一方で、「この先も家族に頼り続けられるだろうか」「困ったときに相談できる先が見つからない」といった不安の声も多く聞かれるようになりました。

私たちは、刈谷市の福祉現場で、既存の制度やサービスだけでは支えきれない“制度の狭間”の課題に直面してきました。

こうした地域の声に応えるため、令和元年9月に設立して以来、刈谷市および近郊地域で高齢者・障がい者の生活を総合的に支える活動を続けています。

これまでの経験を通じて強く感じるのは、困りごとは早い段階でご相談いただくほど、より良い選択肢をご提案できるということです。「まだ大丈夫」と思われる時期からのご相談が、将来の安心につながります。

地域の身近な相談先として、これからも信頼いただける存在をめざしてまいります。

生活の中で少しでも気になることがありましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

かきつばたP&P一同

こんなときにご相談ください

相談は何度でも無料です！

☎ 0566-33-9078



入院するときや、施設入居時の身元保証人がいない！

一人暮らしのため、急なケガや病気のときが心配！



刈谷に高齢の父母がいるが、なかなか会いにいけない！
ご近所で様子を見てくれる人がいたらなあ・・・

老後の生活に不安があるけど、どこに相談したら
よいかわからない！



障がいを持っている子がいるが、親が万が一のときの
子どものことが心配！

最近物忘れが増えた。財産を安全に管理してほしい！



かきつばた P & P の利用方法

判断能力が
十分なうちに



よりそい
プラン
P3

よりそいプラン P3 契約

葬儀等を行う親族がいない場合は
おみおくりプラン P5
をセットで契約

あわせて

- ・任意後見契約
- ・遺言書作成



認知症などで判断能力が衰えて財産
管理や生活のための契約が自分一人
では難しくなったとき

任意後見契約に定めた後見事
務を行います
後見監督人が選任され、かきつ
ばた P&P の事務を監督します
ので、安心です

- * 全財産の管理を行います
- * 判断能力が衰えなければ、
任意後見契約は発効しません



最期を迎えられたとき

事前にうかがった希望どおりに
死後事務・葬儀・納骨・永代供養を履行します

遺言書が作成してある場合は、遺言書に従い、
管理財産や預託金の余剰金を引渡します

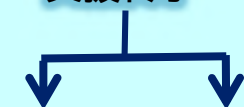
お元気なうちは 見守り支援 だけ開始
月1回、実際にお会いして、健康や生活の状態
に変化がないか見守ります

必要に応じて

- 生活支援
 - 身元保証支援
 - 金銭管理支援
 - 空き家管理支援
- をご利用いただけます

* 判断能力が衰えたときは、

支援終了 となります



任意
後見

後見人
プラン
P6



任意後見契約を締結して
いない場合、法定後見制
度を利用することにより、
後見人支援プラン P6
への移行可能

移行後は
後見人等が対応できない
身元保証や病院への付添
いなどの日常生活をサポートします

おみおくり
プラン
P5





よ り そ い プラン



見守り支援

支援のない月には見守り訪問を実施

生活支援

日常生活のサポート 受診同行・入院中の手伝いなど
緊急時の駆けつけ **365日24時間対応**

身元保証支援

施設入所・福祉サービスの利用・入院時の身元保証

金銭管理支援

日常生活費管理
弁護士による財産管理

空き家管理
支援

入院時・施設入所時のご自宅の管理
郵便物の管理

 **ポイント**

賠償責任保険に加入しています
支援中のケガや物の損壊などは補償の対象となりますので、安心してご依頼ください



契約にあたっての注意事項



- * きめ細かな支援を行うため、契約者は、**刈谷市または刈谷市近郊の方**に限定しております。契約後、遠方に転居するなどして適切な支援が提供できない場合には、契約を終了させていただくことがあります。
- * 契約者は原則 **ご本人** です。すでに判断能力が不十分で、契約の内容を理解できない場合は契約できません。判断能力のない状態でした契約は **無効** です。その場合は、法定後見制度の利用をご検討ください。
- * 葬儀を行う方がいらっしゃらない場合は、必ず **おみおくりプラン** をセットでご契約いただきます
- * 契約後、ご利用者さまが、病気等により適切な判断ができない状態になった場合は、支援を継続することができません。その場合に備えて、契約と同時に当法人を受託者とする **任意後見契約** を締結することをおすすめします。
- * 任意後見契約を締結しない場合、契約は一旦終了となります。その後、法定後見人等を選任し、当該後見人等が「後見人支援プラン」を契約することで、支援を継続することが可能です。

契約時

分割払いの相談
に応じます

- 契約金 **300,000** 円
- 預託金 **100,000** 円
- 合計 **40** 万円

預託金とは、身元保証に必要となる実費をあらかじめお預かりするための費用です。

実費が10万円を超える見込みの場合は、追加で預託金をお願いすることがあります。
お預かりした預託金は、支援完了まで利用者さまごとの預かり金口座(普通預金口座)にて適切に管理します。
契約終了後は精算を行い、余剰金が生じた場合には返還いたします。

任意後見契約・遺言書作成

- * 別途「公証人手数料」「専門家報酬」が必要です
- * 手続きは、当法人所属の弁護士・司法書士・行政書士が対応いたします

毎月の利用料

- 基本支援料 **5,000** 円
(月1回の面談料を含む)
- 支援を利用した場合の支援料
料金表(→)のとおり
- その他支援(申請代行・郵送提出など)
1回 **3,000** 円
- 出勤後のキャンセル
1回 **1,000** 円

通常支援

支援員1名あたり

8時 ~ 19時	1時間 3,000 円 以降 1,500 円 / 30分
19時 ~ 8時	1時間 4,000 円 以降 2,000 円 / 30分

緊急支援

※4時間以内の駆けつけが必要な支援

8時 ~ 19時	支援開始時間から2時間まで 1時間 1万 円 以降 1,500 円 / 30分
19時 ~ 8時	支援開始時間から2時間まで 1時間 1万 円 以降 2,000 円 / 30分

支払い方法

利用月の翌月26日にご指定の口座から振替
(26日が休業日の場合は翌営業日)

- 口座振替手数料
- 岡崎信用金庫の口座 110円
 - その他の金融機関の口座 165円

おみおくりプラン

人生最期の“万一の時”に備え、病院での初期対応をはじめ、各種手続き・葬儀・納骨・永代供養まで、生前に伺ったご希望どおりに責任をもって対応いたします

各種手続き支援

- ご逝去時の関係者の連絡
- 医療費清算・病室撤収・死亡診断書取得
- 死亡届提出・火葬許可手続き代行
- 行政官庁等への諸届け
- 賃貸住宅・施設との解約、清算



葬儀支援

- 葬祭業者への連絡・手続き・支払い
- 寺院など宗教団体への連絡・支払い
- 安置場所（葬儀会館）の確保
- 葬儀内容など業者との打合せ・確定
- 葬儀一式（通夜・葬儀・告別式）
喪主代行・喪主手伝い

納骨・永代供養支援

- 納骨までの遺骨仮安置の施行
- ご希望の納骨先への連絡・手続き・支払い
- ご希望に沿った納骨・供養

利用料金

契約金 [契約時一括払い]	手続き支援	20万円	分割払いの相談 に応じます
	葬儀支援	10万円	
	納骨・永代供養支援	10万円	
預託金 [確定後一括払い]	手続き支援	ご契約後、3 か月以内にご希望の内容を詳しく確認し、必要となる実費相当額を確定します	
	葬儀支援		
	納骨・永代供養支援		

後見人支援プラン



かきつばたP&Pと法定後見人等との契約です。ただし、法定後見人等が保佐人、補助人の場合は利用者ご本人の同意が必要です。
後見人等が対応できない身元保証や病院への付添いなどの日常生活をサポートし、後見人等と協力して、ご本人の安心の暮らしを支えます。

利用料金

契約時支払金

契約金 **3万円**

よりそいプランからの
移行の場合 **1万円**

支援料

基本
支援料
なし

身元保証をお引き受けするとき
保証契約1件につき **5万円**

その他支援料金&支払方法:
よりそいプラン P3と同じ

成年後見制度とは

判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

判断能力が衰えてから利用する

法定後見

将来の判断能力が衰えたときに備える

任意後見

かきつばたP&Pがお勧めする
任意後見制度とは

認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分になったときに備えて「支援する人」「支援内容」をあらかじめ決めておく制度です。将来望みどおりの支援を受けることができます。**任意後見監督人や家庭裁判所が任意後見人に不正がないようにチェックしますので、安心です。**

かきつばたP&Pには成年後見制度に精通した弁護士・司法書士が所属しています

[注意]

- ・ 公証役場での契約が必要です
- ・ 判断能力が不十分になったときは、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立が必要です
- ・ 任意後見発効後は、かきつばたP&Pの利用料のほか、任意後見監督人の報酬が必要です

法人の概要

名称	一般社団法人かきつばたP&P		
主たる事務所	愛知県刈谷市相生町 2-20 パークホテル QS2F IKOMAIDESK TEL 0566-33-9078 FAX 0566-63-6288 E-mail kakitsubatap@gmail.com ホームページ https://kakitsubatap-p-kariya0.webnode.jp/		
2023.6.1 事務所移転 しました	  LINE お問い合わせ先  友だち追加はこちらから!▶ 		
成立の年月日	令和1年9月2日		
役員	代表理事	神谷浩司	神谷歯科医院院長 刈谷地区心身障害児者を守る会監査
	理事	中村圭佑	弁護士法人磯貝・中村法律事務所 パートナー弁護士 刈谷市権利擁護支援推進協議会委員長
	理事	福島恵子	刈谷市薬剤師会理事(福祉担当)
	理事	稲垣理恵子	愛知県司法書士会・リーガルサポート所属司法書士
	正会員	神谷絵美	書道教室運営・書家
	正会員	林崇	会社員
	正会員	鈴木貴文	社会福祉士・行政書士
	事務局	鈴木喜美	愛知県司法書士会・リーガルサポート所属司法書士
▼ 賛助会員	※入会順・敬称略		
	* 司法書士宮田合同事務所	* 有限会社ワーカーコーポレーション	
	* 刈谷交通株式会社	* ホームパパ不動産株式会社	
	* 株式会社エレクトリックマーケット	* MK不動産株式会社	
	* 有限会社花正		
	* 神谷まさひろ (愛知県議会議員)	* 望月克治	
	* 加藤高義 (NPO 法人 三河湾ヨット倶楽部)	* 近藤祐昭 (西心寺)	
	* 畑和子 (NPO 法人 ラルあゆみ)	* 野村彩子 (まごころ弁当)	
	その他 多数		
賛助会員 募集中			
《入会特典》	◆ 賛助会員の交流会・相談会に参加できます ◆ かきP通信を配布します ◆ ご紹介いただいた契約者様の契約金を減額します		